



選挙事務にかかるパートタイム会計年度任用職員の登録者の募集要項

大阪狭山市選挙管理委員会では、選挙事務に従事していただける方を募集しています。
今後、本市で執行する選挙事務に従事を希望される方はあらかじめ登録していただき、選挙が執行される場合には、登録者の中からパートタイム会計年度任用職員として選考のうえ任用を行います。

※ 注意事項

登録していただいても、選挙がないときや申込者が多数の場合等の理由で、任用しない場合がありますので、パートタイム会計年度任用職員としての任用を約束するものではありません。この登録は、令和7年3月末まで有効となります。

1. 募集職種及び募集人員

職 種	人 員
(1) 期日前投票事務従事者	20人程度
(2) 選挙補助事務従事者	3人程度
(3) 選挙統計事務従事者	2人程度

2. 応募資格

- ・年齢が満18歳以上の方
- ・受付や案内の対応が可能な方
- ・簡単なパソコン操作等が可能な方

※ 注意事項

地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大阪狭山市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 応募手続

受付期間

令和6年4月1日から会計年度任用職員の募集手続きが完了するまで
月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで
ただし、国民の休日を除きます。

提出書類(提出された書類は、返還しません。)

履歴書(写真貼付 縦4cm × 横3cm)

市販の履歴書を使用する場合は、必ず希望職種を記載してください。

申込先

大阪狭山市役所 選挙管理委員会事務局

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

4. 選考方法

面接

- ・履歴書の提出時に面接を行います。
- ・職務の適正を評価し、登録者名簿を作成します。ただし、選考の結果、登録をしない場合があります。

5. 合格者の発表

- ・選挙事務が必要となった場合、登録者名簿の中の成績上位者へ電話等により連絡をいたしますので、応諾していただいた方に対してすみやかに文書で通知します。

6. 勤務条件等

(1) 期日前投票事務従事者

勤務場所及び業務内容	(1) 期日前投票事務説明会 大阪狭山市役所において、投票用紙交付機やパソコン操作方法を習得していただきます (2) 期日前投票事務 大阪狭山市役所の期日前投票所において、選挙人の受付案内、パソコンによる選挙人名簿との対照や投票用紙の交付等を行っていただきます
報酬額	時間額 1,145円 上記の時間額は、年度途中で改定する場合があります その他条件により、通勤にかかる経費、時間外勤務手当に相当する費用を支給します
勤務日	(1) 期日前投票事務説明会の開催日 (2) 期日前投票事務は月曜日から日曜日までの指定する日 <u>選挙事務体験を希望する満18歳以上の学生は、任用期間中1シフトのみの勤務が可能です</u>
休日	週2日以上あり (シフト制の勤務となるため、特定の曜日を休日と定めない)
勤務時間	(1) 期日前投票事務説明会への参加 1時間 (2) 下記の勤務時間をシフト制で、週29時間以内の勤務 午前8時30分～午後2時15分(休憩時間なし)
任用期間	期日前投票事務説明会開催日から期日前投票期間終了まで 任用期間は6日間～17日間 ・衆議院議員総選挙の場合は選挙公示日から投票日前日まで <u>12日間の任用となります</u>
休暇	年次有給休暇 なし その他の休暇については、大阪狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の定めのとおり
社会保険等の加入内容	公務災害補償制度の適用あり 雇用保険、厚生年金保険、健康保険(介護保険を含む)の適用はありません

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務）が適用されます ・選挙が無投票となり、期日前投票事務を実施しないことがあります ・シフト勤務のため、任用者間の勤務調整の結果、1人あたりの1週間の勤務日数が4日以下になることがあります。
-----	---

(2) 選挙補助事務従事者

勤務場所及び業務内容	大阪狭山市役所内において、選挙全般に関する事務を行っていただきます
報酬額	<p>時間額 1,145円</p> <p>上記の時間額は、年度途中で改定する場合があります</p> <p>その他条件により、通勤にかかる経費、時間外勤務手当に相当する費用を支給します</p>
勤務日	週4日間（月曜日から日曜日までの指定する日）
休日	週3日程度あり（特定の曜日を休日と定めない）
勤務時間	午前9時00分～午後5時30分（内、休憩45分間を含む）
任用期間	選挙期日の概ね25日前から選挙期日の3日後まで
休暇	<p>年次有給休暇 なし</p> <p>その他の休暇については、大阪狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の定めのとおり</p>
社会保険等の加入内容	<p>公務災害補償制度の適用あり</p> <p>任用期間により雇用保険、厚生年金保険、健康保険（介護保険を含む。）の適用があります</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務）が適用されます ・選挙が無投票となった場合、任用期間を短縮する場合があります

(3) 選挙統計事務従事者

勤務場所及び業務内容	大阪狭山市役所内において、選挙結果に係る資料をエクセルによりパソコンで集計していただきます
報酬額	<p>時間額 1,145円</p> <p>上記の時間額は、年度途中で改定する場合があります</p> <p>その他条件により、通勤にかかる経費、時間外勤務手当に相当する費用を支給します</p>
勤務日	月曜日から金曜日までの指定する日
勤務時間	午前9時00分～午後5時30分（内、休憩45分間を含む）
任用期間	選挙期日後に指定する5日間
勤務地	大阪狭山市役所
休暇	<p>年次有給休暇 なし</p> <p>その他の休暇については、大阪狭山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の定めのとおり</p>
社会保険等の加入内容	<p>公務災害補償制度の適用あり</p> <p>雇用保険、厚生年金保険、健康保険（介護保険を含む。）の適用はありません</p>

その他	・パートタイム会計年度任用職員とは、一般職の地方公務員で、採用されると地方公務員の服務規程(職務専念義務や守秘義務)が適用されます ・選挙が無投票となり、選挙統計事務を実施しないことがあります
-----	---

7 その他

選挙の告示日以降は、選挙管理委員会事務局へ電話がつながりにくなる場合がありますので、可能な方はメールにより問い合わせをお願いします。

お問い合わせ

大阪狭山市役所 選挙管理委員会事務局

TEL (072) 366-0011 内線 289・290

E-mail senkan@city.osakasayama.osaka.jp